

確認検査部業務規程（抜粋）

（業務の範囲）

第21条 確認検査の業務を行う範囲は、別紙に示す「確認検査対象建築物等」に規定する建築物等（以下「対象建築物等」という。）に係る確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定とする。

別 紙

確認検査対象建築物等

以下の各項のいずれかに該当する建築物、工作物及び建築設備を確認検査対象とする。

1. 建築基準法（以下「法」という。）第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（以下「令」という。）第138条第1項及び第2項第1号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）を含む。）
2. 法第88条第1項において準用される法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて築造される工作物
3. 以下の各号に掲げる建築物
 - (1) 高さが31mを超え60m以下の建築物
 - (2) 延べ面積が500㎡を超える建築物
 - (3) 令第147条の2の各号に掲げる建築物
 - (4) 建築物の高さと短辺方向の幅との比が6を超える鉄骨造建築物
 - (5) 建築物の高さと短辺方向の幅との比が4を超える鉄筋コンクリート造建築物
 - (6) 建築物の4層以上にわたって片側土圧を受ける建築物又は建築物の高さ方向に10m以上にわたって片側土圧を受ける建築物
 - (7) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - (8) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/m²以上のコンクリートを使用する建築物
4. 令第82条の5に規定する「限界耐力計算」及び令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに令第108条の3に規定する「耐火性能検証法」、令第129条に規定する「階避難安全検証法」及び令第129条の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた建築物
5. 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示第463号、平成14年国土交通省告示第464号、平成14年国土交通省告示第666号に限る。）に従った構造の建築物
6. 前各項に掲げる建築物及び工作物と同一敷地内にある別棟の建築物及び工作物、並びに、前各項に掲げる建築物及び工作物と隣接又は近接敷地にあり、同時期に一体的に計画される建築物及び工作物
7. 建築物に設けられる昇降機その他の建築設備
8. 第2項及び第6項に掲げる新たに築造される工作物に設けられる建築物及び昇降機